司法試験予備試験受験者の無効答案等に関する取扱いについて

平成２６年１１月１９日司法試験予備試験考査委員会議申合せ事項

１　無効答案

次の答案は無効答案として零点とする。

(1)　解答欄に受験者の氏名又は特定人の答案であると判断される記載のある答案

なお，採点した答案に当該答案が存在した場合には，採点報告の際，当該事項を次の表示により事務当局に通知する。

【科目　　】 審査番号〇〇〇〇の答案は，解答欄に受験者の氏名又は特定人の答案であると判断される記載のある答案である。 〔備考〕 考査委員氏名

(2)　指定の筆記具（黒インクのボールペン又は万年筆）以外で記載された答案

なお，事務当局が採点前に当該答案を発見した場合には，次の表示をして考査委員に通知する。

審査番号 本答案は，指定の筆記具以外で記載された答案につき，採点は無効（零点）で処理願います。 司法試験委員会庶務担当

２　答案用紙の科目の取違い

答案用紙の科目を取違えた場合は，零点とする。

ただし，正規の手続によって答案用紙の取違いの訂正を申し立てた者の答案については，正規答案として採点する。